

香川高等専門学校入学者獲得対策委員会規程

平成 25 年 7 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校入学者獲得対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 入学志願者の獲得に関すること。
- 二 入学試験の広報活動に関すること。
- 三 その他入学志願者確保に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務副主事
- 三 各学科長
- 四 学務課長
- 五 学生課長
- 六 委員長が必要と認めた教員

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、教務主事をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(入学者獲得対策タスクフォース)

第 5 条 各キャンパスに入学者獲得対策タスクフォースを置く。

- 2 入学者獲得対策タスクフォースは、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - 一 中学校の訪問に関すること。
 - 二 入学者募集説明会の実施に関すること。
 - 三 学校案内の作成に関すること。

四 その他入学志願者の獲得に関する必要な事項

3 入学者獲得対策タスクフォースは、各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務副主事
- 三 教務主事補
- 四 各学科長
- 五 学務課長、学生課長

4 入学者獲得対策タスクフォースに委員長を置き、各キャンパスの教務主事をもつて充てる。

5 入学者獲得対策タスクフォースは、必要に応じ協議した内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学務課入試係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成25年7月30日から施行する。